

会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、会計検査院法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月一日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院法施行規則の一部を改正する規則

会計検査院法施行規則（昭和二十二年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「決議書類」を「決議に関する文書」に改める。

第四条中「会計検査院法（」の下に「昭和二十二年法律第七十三号。」を加える。

第五条第一項中「記載した調書」を「記録した文書」に改め、同条第二項中「書類」を「文書及び資料」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院法施行規則（昭和二十二年会計検査院規則第四号）（抄）

下線部分が改正箇所

改正後	改正前
<p>第三条 検査官会議の<u>決議に関する文書</u>は、事務総長においてこれを保存する。</p>	<p>第三条 検査官会議の<u>決議書類</u>は、事務総長においてこれを保存する。</p>
<p>第四条 前三条の規定は、会計検査院法（<u>昭和二十二年法律第七十三号</u>。以下「法」という。）第十四条又は第八条第一項の規定による検査官の合議を経る場合に、これを準用する。</p>	<p>第四条 前三条の規定は、会計検査院法（以下「法」という。）第十四条又は第八条第一項の規定による検査官の合議を経る場合に、これを準用する。</p>
<p>第五条 法第六条の規定により、検査官に心身の故障のため、職務の執行ができないか、又は職務上の義務に違反する事実があると決定しようとするときは、他の検査官は、その事実を<u>記録した文書</u>に、これを証明する資料を添えて検査官の合議に附さなければならない。</p>	<p>第五条 法第六条の規定により、検査官に心身の故障のため、職務の執行ができないか、又は職務上の義務に違反する事実があると決定しようとするときは、他の検査官は、その事実を<u>記載した調書</u>に、これを証明する資料を添えて検査官の合議に附さなければならない。</p>
<p>② 検査官の合議により、前項の事実があると決定したときは、合議した検査官は、前項の<u>文書及び資料</u>を添え、その旨を両議院の議長に通告しなければならない。</p>	<p>② 検査官の合議により、前項の事実があると決定したときは、合議した検査官は、前項の<u>書類</u>を添え、その旨を両議院の議長に通告しなければならない。</p>